

健康管理について

物質名	有害性		参考情報					
	発がん性	発がん性以外の慢性障害						
ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除く）	<p>IARC グループ 1</p> <p>○有害性総合評価表より</p> <p>ニッケルに起因して発がんが確認されたのは、ニッケル精錬所においてのみである。特に、硫化ニッケル鉱の高温焼結工程に従事する作業者の肺と鼻腔のがんリスクは非常に高い。</p> <p>ニッケル精錬作業者の呼吸器がんは、精錬粉塵中のニッケル酸化物と二硫化三ニッケルの 10mg/m³以上の高濃度のばく露によると考えられるが、ニッケル硫化物濃度が低くても肺と鼻腔のがんは起こる。水溶性のニッケルはこれより少ない 1mg/m³程度のばく露でもこれらのがんが起こり、また水溶性ニッケルは難溶性ニッケルの発がん性を高める可能性がある。一方、金属ニッケルが肺と鼻腔のがんに関与するという証拠は無い。</p>	<p>○有害性総合評価表より</p> <p>特定標的臓器／全身毒性（反復ばく露）</p> <p>GHS区分：1（呼吸器）</p> <p>根拠：職業的にニッケル酸化物や金属ニッケルの 0.04 mg/m³以上の濃度にばく露している労働者は、呼吸器疾患で死亡する確率が高いとされ、また、ニッケル精錬とニッケルメッキ作業者に鼻炎、副鼻腔炎、鼻中隔穿孔、鼻粘膜異形成の報告がある。</p>	<p>○ニッケルカルボニルの健診項目</p> <p>1次健診</p> <table border="1"> <tr> <td>6月</td> <td> 1 業務の経歴の調査 2 ニッケルカルボニルによる頭痛、めまい、悪心、嘔吐、せき、胸痛、呼吸困難、皮膚掻痒感、鼻粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 頭痛、めまい、悪心、嘔吐、せき、胸痛、呼吸困難、皮膚掻痒感、鼻粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 </td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>胸部のエックス線直接撮影による検査</td> </tr> </table> <p>2次健診</p> <table border="1"> <tr> <td> 1 作業条件の調査 2 肺換気機能検査 3 胸部理学的検査 4 医師が必要と認める場合は、尿中又は血液中のニッケルの量の測定 </td> </tr> </table>	6月	1 業務の経歴の調査 2 ニッケルカルボニルによる頭痛、めまい、悪心、嘔吐、せき、胸痛、呼吸困難、皮膚掻痒感、鼻粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 頭痛、めまい、悪心、嘔吐、せき、胸痛、呼吸困難、皮膚掻痒感、鼻粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査	1年	胸部のエックス線直接撮影による検査	1 作業条件の調査 2 肺換気機能検査 3 胸部理学的検査 4 医師が必要と認める場合は、尿中又は血液中のニッケルの量の測定
6月	1 業務の経歴の調査 2 ニッケルカルボニルによる頭痛、めまい、悪心、嘔吐、せき、胸痛、呼吸困難、皮膚掻痒感、鼻粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 頭痛、めまい、悪心、嘔吐、せき、胸痛、呼吸困難、皮膚掻痒感、鼻粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査							
1年	胸部のエックス線直接撮影による検査							
1 作業条件の調査 2 肺換気機能検査 3 胸部理学的検査 4 医師が必要と認める場合は、尿中又は血液中のニッケルの量の測定								
砒素及びその化合物（三酸化砒素を除く）	<p>IARC グループ 1</p> <p>○有害性総合評価表より</p> <p>ヒトで発がん性を有する十分な証拠がある。砒素によりヒトで皮膚上皮内がんである Bowen 病、有棘細胞がん、基底細胞がんが多発することは多くの疫学研究で明らかにされている。肺がんは経気道ばく露した労働者集団で多発しており証拠が十分であるとされている。その他、肝血管肉腫、腎・尿路・膀胱がん、髄膜腫など、多くの臓器発がんの事例、皮膚がんを中心とした重複がんの事例が多く報告され、標的が多臓器に亘っている。</p>	<p>○有害性総合評価表より</p> <p>特定標的臓器／全身毒性（反復ばく露）</p> <p>GHS区分：1（血管、血液、肺）</p> <p>根拠：砒素を含む水を飲料水として長期に摂取する地域で、手掌足底の角化、末梢血管の障害による烏足病が特徴的である。その他、貧血、呼吸器に対する影響がみられる。</p>	<p>○三酸化砒素の健診項目</p> <p>1次健診</p> <table border="1"> <tr> <td>6月</td> <td> 1 業務の経歴の調査 2 三酸化砒素による鼻粘膜の異常、呼吸器症状、口内炎、下痢、便秘、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 せき、たん、食欲不振、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿孔等の鼻腔の所見の有無の検査 5 皮膚炎、色素沈着、色素脱失、角化等の皮膚所見の有無の検査 6 尿中のウロビリノーゲンの検査 7 令第23条第5号の業務に5年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査 </td> </tr> </table> <p>2次健診</p> <table border="1"> <tr> <td> 1 作業条件の調査 2 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、毛髪若しくは尿中の砒素の量の測定、肝機能検査、赤血球系の血液検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査 </td> </tr> </table>	6月	1 業務の経歴の調査 2 三酸化砒素による鼻粘膜の異常、呼吸器症状、口内炎、下痢、便秘、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 せき、たん、食欲不振、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿孔等の鼻腔の所見の有無の検査 5 皮膚炎、色素沈着、色素脱失、角化等の皮膚所見の有無の検査 6 尿中のウロビリノーゲンの検査 7 令第23条第5号の業務に5年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査	1 作業条件の調査 2 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、毛髪若しくは尿中の砒素の量の測定、肝機能検査、赤血球系の血液検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査		
6月	1 業務の経歴の調査 2 三酸化砒素による鼻粘膜の異常、呼吸器症状、口内炎、下痢、便秘、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 せき、たん、食欲不振、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿孔等の鼻腔の所見の有無の検査 5 皮膚炎、色素沈着、色素脱失、角化等の皮膚所見の有無の検査 6 尿中のウロビリノーゲンの検査 7 令第23条第5号の業務に5年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査							
1 作業条件の調査 2 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、毛髪若しくは尿中の砒素の量の測定、肝機能検査、赤血球系の血液検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査								